

「病児保育室ダンボ」お迎えサービス利用に関する同意書

- 1 お迎えに行くのは、病児保育室に勤務する看護師又は保育士です。対応には十分に配慮しますが、体調が悪いなか、面識のない大人に知らない場所に連れて行かれることは、お子さまにとって心身への負担が大きいということを十分理解したうえで利用してください。
- 2 入院加療を必要とするような重篤疾患の場合は、本サービスは利用できません。
- 3 申込み時に、他の者が送迎サービスを利用中であったり、病児保育室の当日の利用状況（定員に達しているなど）により、利用できない場合があります。
- 4 病児保育を利用する前に、向洋こどもクリニックにおいて医師の診察があります。必要に応じて点滴等の医療処置を行います。
- 5 お迎え時にマイナンバーカードと子ども医療費受給者証を持参し、保育料（昼食代）、送迎費用、診察料を向洋こどもクリニック（病児保育室ダンボ）にお支払いください。
- 6 病児保育室の閉所時間（18時）までにお迎えにきてください。延長保育や自宅への送迎サービスはありません。
- 7 送迎サービス中や病児保育中に病状の急変があった場合、保護者に連絡のうえ、緊急搬送することがあります。（その場合のタクシー代は全額保護者負担となります。）
- 8 診察の結果、病児保育室での保育が困難であると判断した場合は、速やかに保護者のお迎えが必要となる場合があります。
- 9 お迎えサービスは、救急車での搬送など医療とは異なる点に十分にご留意いただいたうえで、利用してください。（保育所等へのお迎えにはタクシーを使用するため、チャイルドシートはございません。）
- 10 この同意書の有効期間は登録日の属する年度末までです。

年 月 日

（保護者）

住 所 府中町 _____

氏 名 _____

（児 童） _____